

支 部 長 殿

(一社)長野県宅地建物取引業協会
会 長 朝 倉 平 和

個人間中古住宅売買瑕疵保険の制度変更について（周知のお願い）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会会務運営に際し格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省指定の各保険法人が扱う個人間の中古住宅売買に係る瑕疵保険は、これまで保証上限額 1 0 0 0 万円・保証期間 5 年の商品一本のみでしたが、先般保証上限額 5 0 0 万円または 1 0 0 0 万円で保証期間 1 年とする新たな少額短期タイプの保険商品が認可され、取扱いが開始されました。

つきましては、貴支部会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険料、手続き等に関しては各保険機関によって異なりますので、詳細については、各機関に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

○既存住宅瑕疵担保保険（個人売買）指定保険法人一覧（資料No.1）

○㈱住宅あんしん保証（資料No.2）

○住宅保証機構㈱（資料No.3）

○㈱日本住宅保証検査機構（資料No.4）

○㈱ハウスジーメン（資料No.5）

○個人間中古住宅売買瑕疵保険の制度概要について（参考資料）

（一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページ）

URL <http://kashihoken.or.jp/insurance/kizonbaibaikojin/>

※協会ホームページの新着情報に掲載しておりますのでご覧ください。